

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成23年5月31日 午後3時
場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地の競売（買受）適格者証明願いについて

- 報告事項
- 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
 - 報第 2号 基盤強化法の解約通知について
 - 報第 3号 農地法第3条の3第1項の届出について

その他

出席委員 34名

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 齊藤 信一 委員 | 2番 小林 六一 委員 |
| 3番 村井 善一郎 委員 | 4番 大桃 惣一郎 委員 |
| 5番 佐藤 満 委員 | 6番 金子 良助 委員 |
| 7番 鶴巻 純一 委員 | 8番 刈屋 一夫 委員 |
| 10番 坂井 和弘 委員 | 11番 藤田 吉則 委員 |
| 12番 大橋 正臣 委員 | 13番 山ノ内 正 委員 |
| 14番 川勝 勳 委員 | 15番 金子 純一 委員 |
| 16番 大竹 一雄 委員 | 17番 野水 敏秋 委員 |
| 18番 高山 博 委員 | 19番 安達 宰 委員 |
| 20番 森山 昭 委員 | 21番 西 光明 委員 |
| 22番 野崎 文夫 委員 | 23番 大竹 正信 委員 |
| 24番 小師 勉 委員 | 25番 五十嵐 俊雄 委員 |
| 26番 鶴巻 俊樹 委員 | 27番 武石 栄二 委員 |
| 28番 安達 英作 委員 | 29番 村山 佐喜雄 委員 |
| 30番 佐々木 包茂 委員 | 31番 長谷川 清一 委員 |

32番 清水 栄 委員 33番 熊倉 睦 委員
34番 神子島 巖 委員 35番 佐藤 裕雄 委員

欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 金子 正 敏
事務局 次 長 石 崎 亮
経営基盤係副参事 麦 倉 政 勝
農地係副参事 竹 石 正 弘

午後3時00分 開会及び開議

議長（大桃会長）

それでは、定例総会を開かせていただきます。

出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、欠員1名、出席34名、欠席ゼロで会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。12番、大橋委員、24番、小師委員を指名いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（大桃会長）

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、2ページにありますように、新規設定は7件、1万1,953㎡、再設定は2件で2万499㎡、所有権移転が1件で2,998㎡であります。合計では10件、3万5,450㎡であります。

戻りまして、議案中の32番は、東鱈田の農地1筆、2,998㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約200万円であります。

33番は、川通中町の農地1筆、1,317㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

34番は、川通中町の農地1筆、545㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

35番は、川通中町の農地1筆、1,049㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

36番は、川通中町の農地1筆、585㎡を新規により2年間利用権設定するもので

あります。

37番は、塩野淵の農地2筆、3, 366㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

38番は、貝喰新田の農地3筆、869㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

39番は、金子新田の農地2筆、4, 222㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

40番から次のページの41番については、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

なお、いずれも書類確認及び経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果報告を願います。

第1調査部会長さんは、西代理さんの隣に着席願います。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

それでは、第1調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第1調査部会では、5月25日午前9時より厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と大桃会長、西会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時30分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定7件、再設定2件、所有権移転1件で、合計件数10件、面積にして3万5,450㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりで決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (大桃会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長 (大桃会長)

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局 (金子事務局長)

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、3ページにありますように3件の申請で、合計2万4,048㎡となっております。

それでは、12番から順にご説明申し上げます。

議案中の12番は、岡野新田地内の農地1筆、1,679㎡を譲り受け人が経営の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約284万円であります。

13番は、帯織地内の農地1筆、171㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約100万円であります。

14番は、貝喰新田ほか地内の農地5筆、2万2,198㎡を譲り渡し人が経営の若返りを図るため、世帯内後継者に10年間の使用貸借権を設定するというものであります。

以上3件が今月申請分であります。

なお、いずれも書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えていることなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長 (大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第1調査部会長 (28番安達英作委員)

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの2件、使用貸借によるもの1件、合計件数3件、面積にして2万4,048㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、全件許可相

当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、4ページに記載してありますように2件の申請で、合計755㎡であります。

議案中の4番は、岡野新田ほか地内の農地2筆、517㎡、倉庫1棟、作業場1棟及び通路に利用したいものです。場所につきましては、半ノ木公民館東側付近で、農用地区分は第2種農地に該当しております。

5番は、鹿峠地内の農地1筆、238㎡であります。車庫1棟及び駐車場2台分の敷地に利用したいものです。場所につきましては、集落内本人自宅隣接地で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告をお願いします。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして2件、面積

にして755㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（大桃会長）

続きまして、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、6ページに記載してありますように3件の申請で、合計731㎡であります。

それでは、戻りまして、5ページの7番から順にご説明をいたします。

7番は、下保内地内の農地1筆、416㎡を売買により取得し、倉庫1棟及び通路の敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2,400円であります。場所につきましては、集落内で、赤宮ふれあいセンター付近、農用地区分は第3種農地に該当しております。

8番は、直江町3丁目地内の農地1筆、135㎡を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場2台分に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万3,000円であります。場所につきましては、旧斎場北側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

9番は、小古瀬地内の農地1筆、180㎡を使用貸借権の設定により住宅1棟敷地に利用したいものです。場所につきましては、集落内高速道路東側付近で、農用地区分は第2種農地に該当しております。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして3件、面積にして731㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（大桃会長）

続きまして、議第5号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第5号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』ご説明申し上げます。

今月の申請は、7ページに記載してありますように1件であります。

議案中の物件番号1から20番は、競売となる土地は棚鱗の農地20筆、6万2,135㎡で、農振農用地内の農用地区域内農地であります。公売日は、平成23年6月27日から23年の7月4日。売却基準価格は、総額288万円であります。競売参加願い出者は1名で、農業の方で、経営規模拡大を図るため、願い出されたものであります。

場所につきましては、棚鱗地内の国営開発畑であります。

なお、書類及び現地確認、取得後すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えているなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

議第5号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』は、件数にして1件、1名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、証明願い出者の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、適格者証明願いは適当と判断いたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり適格者として証明を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、適格者証明書の交付を受けた者が最高競落人となり、農地法第3条申請書を提出された場合、証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第1調査部会長さん、自席へお戻り願います。ありがとうございました。

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（大桃会長）

それでは、報第2号から報第3号まで続けて事務局より報告を願います。

事務局（金子事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（大桃会長）

それでは、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

それでは、来月の調査部会を発表いたします。

6月27日、第3調査部会を9時より、厚生会館第2集会室にて行いたいと思いますので、関係委員の方、よろしくをお願いいたします。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は、6月30日木曜日9時半を予定しております。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉じさせていただきます。

大変ご苦勞さまでございました。

午後3時34分 閉会

会議の曾末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（1 2 番）

議事録署名委員（2 4 番）